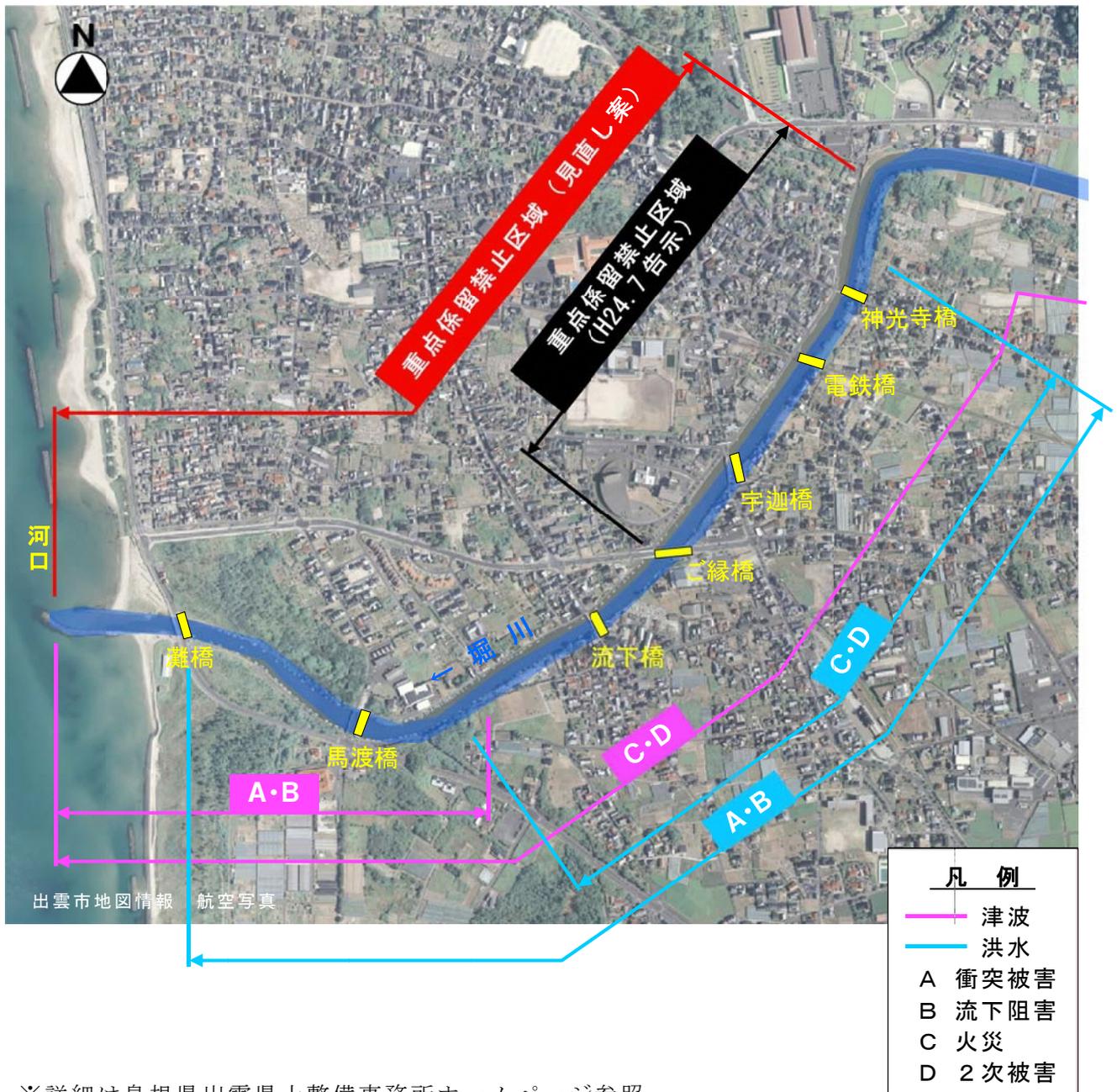


地域防災を重視した重点係留禁止区域の変更について

河川内に、無許可での工作物等設置や船舶の係留は、河川法により禁止されています。これまで、国の方針及び大社地域協議会等からの地元要望により、「堀川プレジャーボート対策協議会」を立ち上げ、様々な取り組みを行ってきましたが、未だ約 170 隻の不法係留船（以下、放置艇）が存在しています。全国的な自然災害が頻発する中、堀川周辺は防災上危険であるという地元の声が年々強まっているため、最新の知見をもとに、放置艇が津波や洪水によって被害をもたらす要因となる可能性を検討・整理し、被害が想定される区間を包括した、「重点係留禁止区域」を見直すことを検討しています。



※詳細は島根県出雲県土整備事務所ホームページ参照

http://www.pref.shimane.lg.jp/infra/river/kikan/izumo_kendo/horikawakyougikai.html

津波による被害想定

H23. 3. 11 東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）

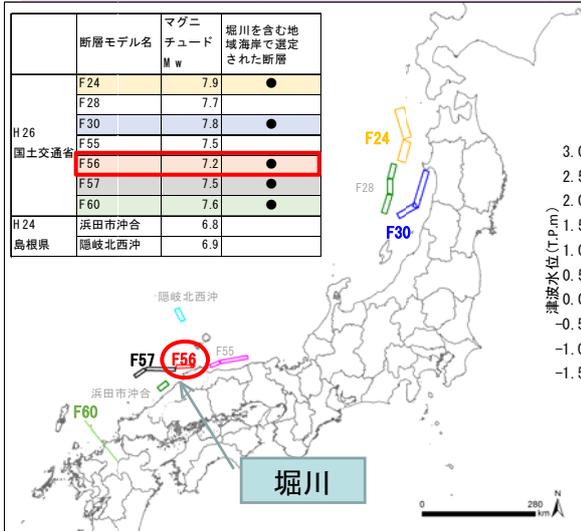
H23. 12 津波防災地域づくりに関する法律

最新の知見

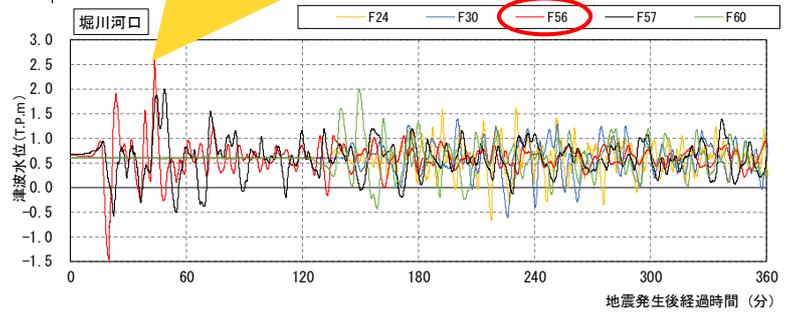
H27. 10～H29. 3 島根県地震津波防災対策検討委員会

H29. 3. 24 L2 津波及び L1 津波を知事が設定・公表

堀川における最大クラスの津波（L2）をもたらす地震（断層）



堀川河口にて津波最高水位 (F56断層)
T.P.+2.6mとなり、河川を遡上する



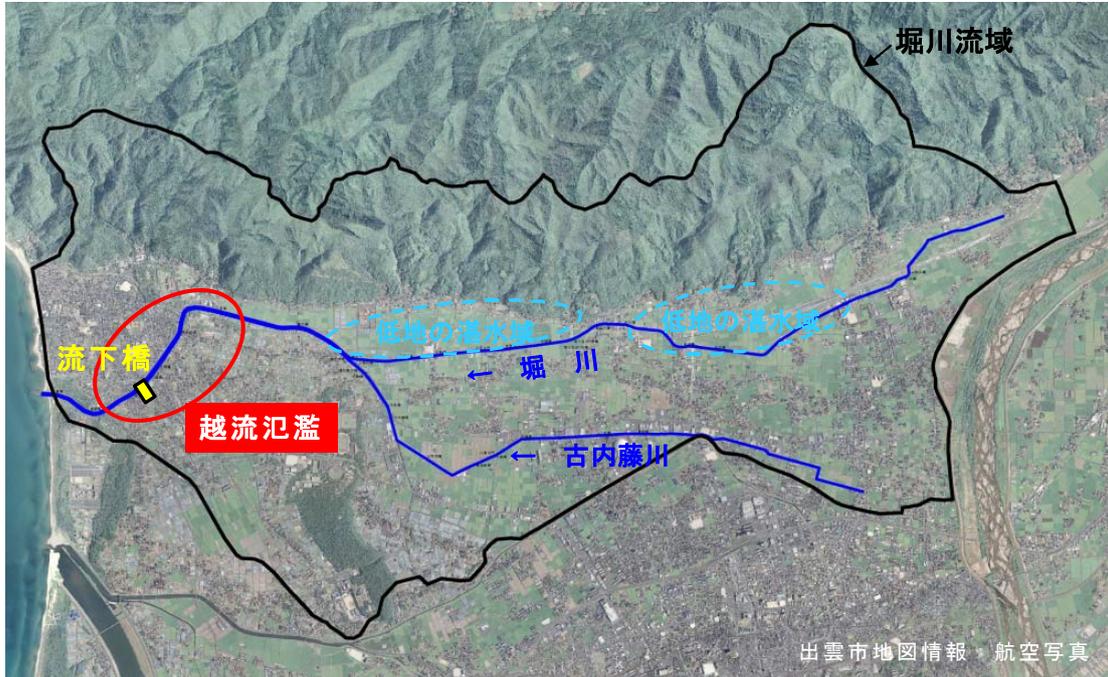
※詳細は島根県防災部ホームページ参照
http://www.pref.shimane.lg.jp/bousai_info/bousai/bousai/bosai_shiryo/tsunamishinsui_souteizuH29.html

F56 断層の放置艇漂流シミュレーション

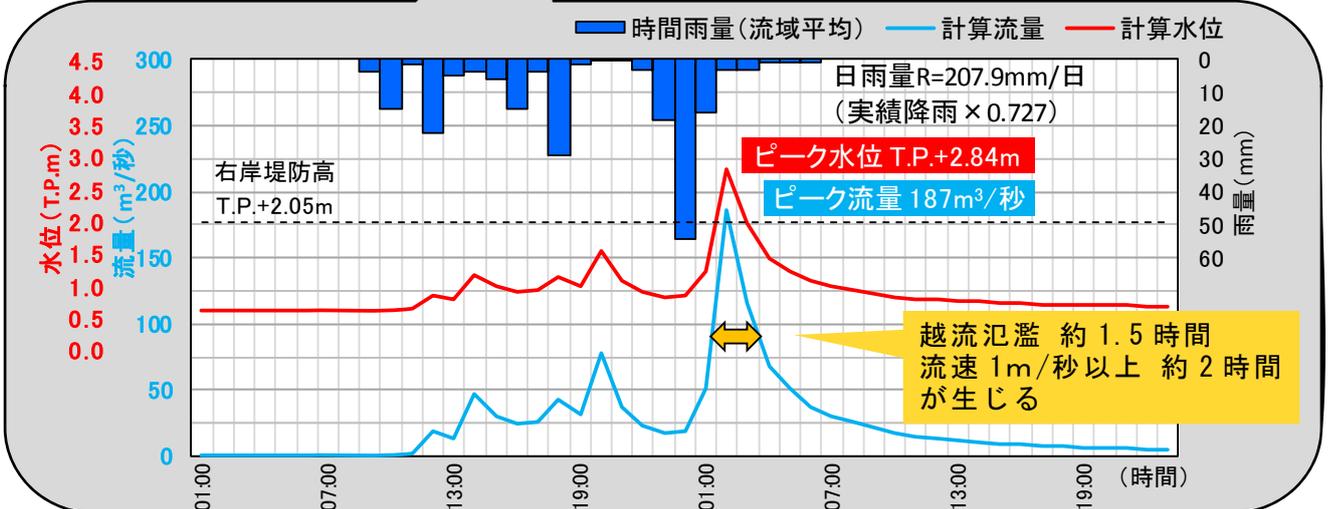
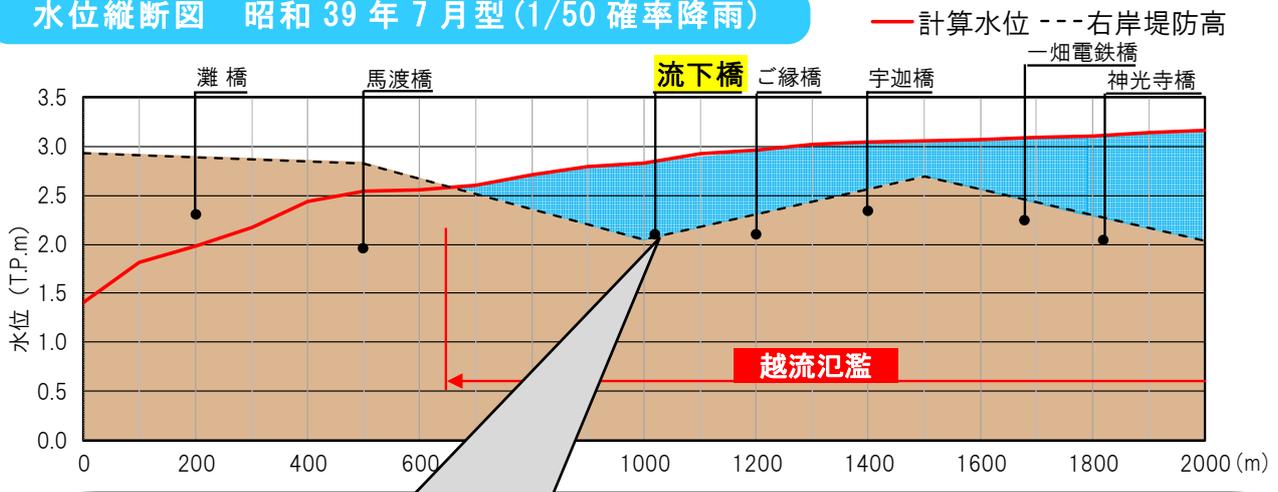


洪水による被害想定

堀川は、洪水時に中上流域の低地が湛水し調整池的な役割をしているため、下流域で氾濫が生じていないのが現状です。今回、中上流域が市街化し、洪水が湛水することなく流下した場合を想定した流出モデルを用い、過去最大クラスの昭和39年7月実績降雨を50年確率規模（1年間に発生する確率が1/50である洪水規模）に確率処理した降雨を与え氾濫解析を行いました。



水位縦断面図 昭和39年7月型(1/50 確率降雨)



氾濫解析条件：中上流域の湛水なし

被害想定のおまとめ

項目		津波	洪水
A.衝突被害	橋脚および橋桁への衝突による施設損傷	◎	○
	河川護岸への衝突による施設損傷	◎	○
B.流下阻害	放置艇が橋桁等に引っかかり、河道を閉塞	○	◎
	放置艇の沈没による流下阻害	◎	○
	堤防越流氾濫を助長し、家屋等が浸水	—	◎
C.火災	漂流した放置艇同士が衝突し合い、流出した放置艇のエンジン燃料が発火し、集積したごみ等へ引火し水上火災発生	◎	○
	越流氾濫により放置艇が流出し、周辺家屋等に接触することでエンジン燃料から火災が発生	—	○
D.2次被害	橋梁の損傷および火災による交通遮断やライフラインの切断	◎	○
	河川沿いの浸水や周辺家屋等の火災により、交通遮断やライフラインの切断	—	◎

※この評価は、被害発生の可能性がより高いものを「◎」としている。

津波被害イメージ

放置艇が衝突し
施設損傷

放置艇が引っかかり
河道閉塞



A : 衝突被害、B : 流下阻害

衝突により橋梁が損傷し
2次被害の発生

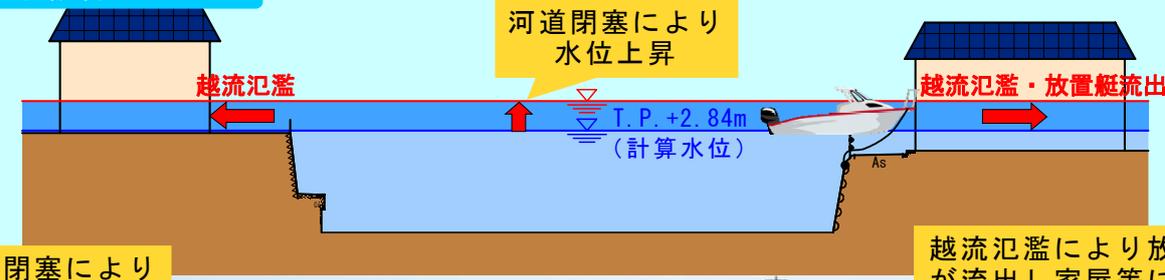


D : 2次被害

出典: 太田川水系環境整備事業の事業に関する説明資料(国土交通省)

洪水被害イメージ

河道閉塞により
水位上昇



河道閉塞により
越流氾濫を助長

越流氾濫により放置艇
が流出し家屋等に接近



B : 流下阻害、D : 2次被害

【問い合わせ先】 島根県出雲県土整備事務所 維持管理部
管理第一課 : 0853-30-5631 または 管理第二課 : 0853-30-5634